

現 勢



東消防署原市分署救急車



西消防署大谷分署タンク車

平成29年度更新車両

概 要

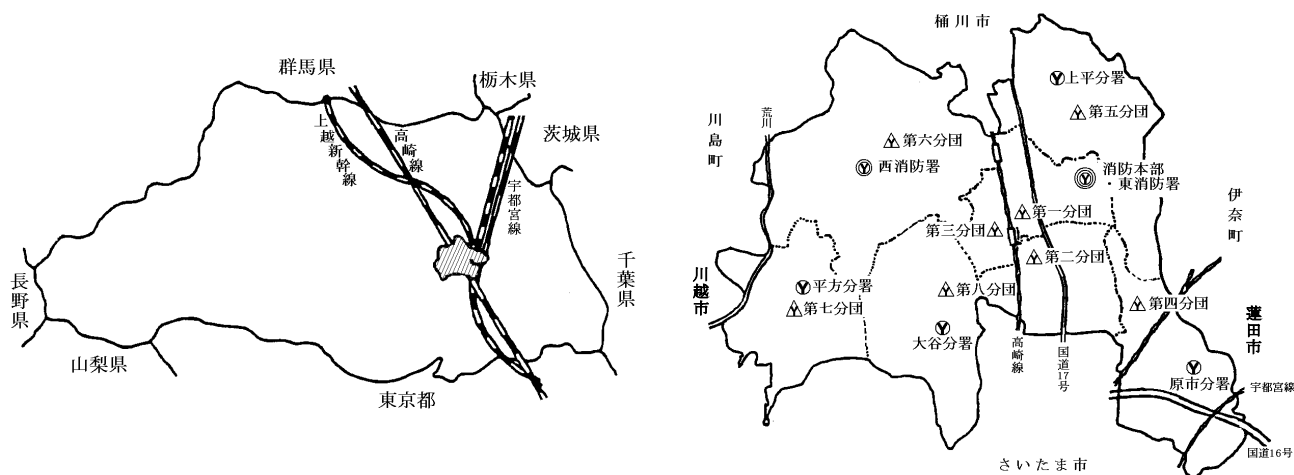
上尾市の概要と位置

上尾市は首都東京から35kmの距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。

昭和30年1月1日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町となり、3年後の昭和33年7月15日の市制施行で上尾市が誕生しました。当時、人口は約3万7千人でしたが、地理的条件の良さに国の高度経済成長政策も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変わりました。

平成30年に市制施行60周年を迎え、人口は22万8千人を超えています。

位 置



(平成30年4月1日現在)

面積	広 ぼ う	海 抜	経 緯 度	人 口	世 帯 数
45.51 k m ²	東西 10.48 k m 南北 9.32 k m	15.4m	東経 139° 35' 37" 北緯 35° 58' 38"	228,387 人	100,103 世帯

消 防 予 算

平成30年度の当市一般会計当初予算は、636億7,000万円で、このうち、消防予算は25億9,018万円であり、構成比率は4.1%となっています。

平成30年度一般会計歳出当初予算及び構成比 (単位千円)

議 会 費	428,895	0.7%
総 務 費	6,000,569	9.4%
民 生 費	29,639,929	46.6%
衛 生 費	5,582,039	8.7%
農林水産業費	185,532	0.3%
商 工 費	447,568	0.7%
土 木 費	4,550,615	7.1%
消 防 費	2,590,181	4.1%
1 目 常備消防費	2,197,429	—
2 目 非常備消防費	26,747	—
3 目 消防施設費	235,719	—
教 育 費	7,430,567	11.7%
公 債 費	6,734,105	10.6%
予 備 費	80,000	0.1%
合 計	63,670,000	100.0%

市決算と消防決算の推移 (単位千円)









年度別 区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市一般会計決算	58,965,068	57,151,023	59,788,838	60,757,521	61,146,034
消防費決算額	2,335,382	2,931,692	2,571,607	2,578,173	2,493,349
消防費の割合	3.96%	3.89%	4.30%	4.24%	4.07%
常備消防費	2,173,446	2,226,480	2,260,390	2,285,669	2,245,076
非常備消防費	24,837	25,791	25,001	24,550	24,286
消防施設費	137,101	679,420	286,215	267,953	223,986
消防庁舎建設費	0	0	0	0	0
消防費に係る 基準財政需要額	2,408,724	2,452,800	2,451,919	2,445,365	2,427,658

消防関係要覧《私たちの消防》



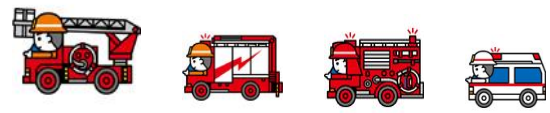
平成 30 年 4 月 1 日現在の統計

			
面積 45.51 km ² 人口 228,387 人 世帯 100,103 世帯	署所 消防本部 1 消防署 2 分署 4	消防職員 定数：267 名 実数：260 名	消防団員 定数：163 名 実数：128 名

平成 28 年の統計（1 月～12 月）※消防水利にあつては平成 29 年 4 月 1 日現在

			
火災 件数 63 件 ◆5.8 日に 1 件 ◆1,588 世帯に 1 件	救急 件数 10,329 件 ◆1 日に 28.2 件 ◆9.6 世帯に 1 件	救助 件数 205 件 ◆1.8 日に 1 件 ◆488 世帯に 1 件	受信 件数 12,800 件 ◆1 日に 35 件 ◆7.7 世帯に 1 件
			
出火 原因 ①放火・放火の疑い 22 件 ②電気 7 件 ③こんろ 6 件	火災に よる 死傷者 死者：2 名 負傷者：10 名	火災に よる 損害 ◆損害額 87,395 千円 ◆建物焼損床面積 731 m ² ◆焼損棟数 52 棟	消防 水利 3,749 基 [内訳] 防火水槽 1,425 消火栓 2,289 その他(7 [°] -ル) 35

平成 28 年 4 月 1 日現在の統計

		
防火 対象物 対象物数 5,106 うち 5 階以上の 中高層建築物 608	危険物 施設 施設数 259 [内訳] 製造所 9 貯蔵所 174 取扱所 76	消防用 車両等 48 台 消防ポンプ車(水槽付含む) 11 台 化学車 1 台 救助工作車 2 台 非常用車両 2 台 消防団車両 8 台 はしご車 2 台 救急車 6 台 指揮車 1 台 特殊車両 11 台 その他の車両 4 台

～ 平成 30 年度の主な事業 ～

- ◆ 東消防署の指揮隊車の更新
- ◆ 東消防署の高規格救急車の更新
- ◆ 消防団第七分団の消防ポンプ車の更新



事務分掌

消防総務課

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 消防団に関する事。
- (3) 消防統計に関する事。
- (4) 職員の人事、服装、給与、厚生及び教養に関する事。
- (5) 儀式、式典及び表彰に関する事。
- (6) 重要施策の企画、調査及び立案に関する事。
- (7) 消防本部及び消防署の組織に関する事。
- (8) 応援協定に関する事。
- (9) 予算及び決算に関する事。
- (10) 職員の服制に関する事。
- (11) 職員の公務災害補償に関する事。
- (12) 消防職員委員会に関する事。
- (13) 職員の安全衛生に関する事。
- (14) 消防施設の管理及び修繕に関する事。
- (15) 消防音楽隊に関する事。
- (16) 他の課に属さない事。

予 防 課

- (1) 火災予防の企画・広報及び指導に関する事。
- (2) 建築確認の同意に関する事。
- (3) 防火・防災管理者の指導に関する事。
- (4) 消防用設備等に関する事。
- (5) 上尾市火災予防条例に関する事。
- (6) 防火対象物の査察、調査及び改修指導に関する事。
- (7) 危険物の規制に関する事。
- (8) 液化石油ガスの事務に関する事。
- (9) 火薬類の規制に関する事。
- (10) 危険物取扱者の指導に関する事。
- (11) 消防法に規定する火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵及び取扱いに関する事。
- (12) 危険物製造所等の査察、調査及び改修指導に関する事。
- (13) 防火協力団体に関する事。
- (14) 防火対象物、危険物製造所等の違反処理に関する事。
- (15) 火災原因及び損害の調査に関する事。
- (16) り災証明に関する事。
- (17) 火災の統計に関する事。

警 防 課

- (1) 警防業務の企画立案及び警防計画に関すること。
- (2) 消防水利施設の設置及び管理に関すること。
- (3) 開発行為に係る事前協議に関すること。
- (4) 特殊災害に関すること。
- (5) 緊急消防援助隊及び県下応援の運用に関すること。
- (6) 鉄道災害連絡協議会に関すること。
- (7) 救助業務の企画立案に関すること。
- (8) 救急業務の企画立案に関すること。
- (9) 救急救命士及び救急隊員の教育に関すること。
- (10) 地域メディカルコントロール協議会に関すること。
- (11) 埼玉県中央地区第2次救急医療に関すること。
- (12) 救急搬送証明及び要保護者の報告に関すること。
- (13) ドクターヘリ及び災害派遣医療チーム（DMAT）に関すること。
- (14) 患者等搬送事業に関すること。
- (15) 警防・救助・救急統計に関すること。
- (16) 消防車両の取得及び管理に関すること。
- (17) 消防機械器具の取得計画及び管理に関すること。
- (18) 上尾市自警消防団運営連絡協議会に関すること。
- (19) 上尾市自警消防団運営費等補助事業に関すること。

指 令 課

- (1) 緊急通報の受信及び出動の指令に関すること。
- (2) 火災警報及び消防信号に関すること。
- (3) 各種災害関係情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 加入電話の交換業務に関すること。
- (5) 消防緊急通信指令施設の運用及び維持管理に関すること。
- (6) 気象観測業務に関すること。
- (7) 埼玉県防災情報システムに関すること。
- (8) 上尾市防災行政無線に関すること。
- (9) 上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会に関すること。

管 理 課

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 署員の教養及び訓練に関すること。
- (3) 防火指導に関すること。
- (4) 消防機械器具の改善及び研究に関すること。
- (5) 消防機械器具の整備保全及び運用に関すること。
- (6) 消防車両の整備及び運用に関すること。
- (7) 上尾市火災予防条例に関すること。
- (8) 消防本部及び消防署の連絡調整に関すること。
- (9) 防災体験コーナーの運営に関すること。
- (10) 事業所及び自主防災組織等の訓練指導に関すること。
- (11) 応急手当の普及啓発活動の推進に関すること。

消防第一課及び消防第二課

- (1) 水災、火災等の災害活動に関する事。
- (2) 特殊災害活動に関する事。
- (3) 救助活動に関する事。
- (4) 災害の防ぎよ及び人命救助に関する事。
- (5) 救急活動に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊及び県下応援の活動に関する事。
- (7) 消防水利の保全調査に関する事。
- (8) 教養及び訓練の実施に関する事。
- (9) 消防訓練及び救急の指導に関する事。
- (10) 上尾市火災予防条例に関する事。
- (11) 火災予防査察及び警防調査に関する事。
- (12) 救助が困難な対象物調査に関する事。
- (13) 災害活動等に必要ない機械器具の維持管理に関する事。
- (14) 火災原因調査に関する事。

分 署

- (1) 水災、火災等の災害活動及び人命救助に関する事。
- (2) 特殊災害活動に関する事。
- (3) 救急活動に関する事。
- (4) 消防水利の保全調査に関する事。
- (5) 教養及び訓練の実施に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊及び県下応援の活動に関する事。
- (7) 消防訓練及び救急の指導に関する事。
- (8) 上尾市火災予防条例に関する事。
- (9) 火災予防査察及び警防調査に関する事。
- (10) 災害活動等に必要ない機械器具の維持管理に関する事。
- (11) 火災原因調査に関する事。